

「ベビーシッター派遣事業割引券」概要

1. 派遣事業について

本事業は、仕事と子育ての両立を支援し、児童の健全育成に寄与することを目的として、児童手当法に規定する事業主に雇用される者が、就労のためにベビーシッター業者が提供するサービスを利用した場合に、その利用料金の一部を助成するもの

2. 事業の実施者

公益社団法人全国保育サービス協会

3. 開始時期：令和8年4月30日

4. 利用対象者

九州大学の教職員（非常勤を含む）

※配偶者も就労していることが必要です。

※配偶者の出産のための入院中にベビーシッターを利用した場合にも割引券が使用できます。

（例外：配偶者の入院等により就労が困難な場合 等）

5. 対象児童年齢

0歳～小学校3年生

※身体障害者手帳、療育手帳等の交付を受けている場合は小学校6年生まで

6. 割引金額

1枚あたり2,300円

※1日1回（1回あたり）対象児童1人につき2枚まで使用可能

※利用料金が2,300円未満の場合は割引対象外

※1家庭1か月24枚まで、1年間280枚まで利用可能

7. 利用時の注意事項

①就労のためにベビーシッターサービスを利用する場合に限りです。

②利用者の家庭内での保育及び保育所等への送迎を依頼する場合に限りです。

（ベビールーム等利用者の家庭以外での保育や送迎のみの利用には使用できません）

③「学童保育への送迎」として割引券が使用できるのは、市町村へ届出がされている“放課後児童クラブ”のみ対象となります。

割引券を使用する前に、通われる学童保育が市町村へ届出が出されているかを市町村のホームページ等で確認してください。

④ベビーシッター業者は、公益社団法人全国保育サービス協会の認定業者に限りです。

※割引券を利用するにはベビーシッターの従事要件が定められています。あらかじめ「割引券を利用する」ことをお伝えの上、依頼してください。

⑤「職場への復帰」のためにサービスを利用する場合、義務教育就学前の児童の育児のための利用を対象とし、1家庭1日1回（1回あたり）につき1枚、年度内に4枚以内とします。（この4枚は1家庭の年間限度枚数280枚に含まれます。）

⑥所得税の取扱いについて

令和3年1月より、保育を主とする国や自治体からの子育てに係る助成等（本事業であるベビーシッター利用料に対する助成も含まれます。）について、子育て支援の観点から、所得税・個人住民税を非課税とする措置が講じられています。

⑦多胎児家庭には別途「ベビーシッター派遣事業（多胎児分）」があります。詳細は男女共同参画推進室までお問い合わせください。

「ベビーシッター派遣事業割引券」利用手順

※電子割引券での運用です。

1. ベビーシッター会社と利用契約の締結

全国保育サービス協会が指定する事業者と事前に利用契約を締結してください。その際、利用契約書に以下の事項が記載されているかをご確認ください。

- ・ 事業者の住所・名称・代表者の氏名
- ・ 利用者の住所・氏名
- ・ サービス内容・料金
- ・ 事故の場合の事業者の免責事由
- ・ その他必要な事項

<公益社団法人全国保育サービス協会 割引券取扱事業者一覧 URL>

http://www.acsa.jp/htm/babysitter/ticket_handling_list.htm

2. 割引券の配布申請

(各年度において初回の申請)

ベビーシッターサービスをご利用予定の1週間前までに、以下の<添付書類>を添えて、ベビーシッター派遣事業初回利用申込書を男女共同参画推進室宛にご提出ください（メール・持参・郵送・学内便いずれも可）。

<添付書類>

- ① 事業者との請負契約書の写し、もしくは、注文書、利用申込書等請負によりサービスを提供していることがわかるものの写し
- ② 母子手帳の写し、もしくは、住民票等親子関係がわかるもの、お子様の生年月日が記載された書類の写し
- ③ 配偶者の在職証明書（※配偶者が本学在職者でない場合）
 - ・ 様式は自由ですが、勤務時間・勤務日の記載は必須
 - ・ 保育園入園又は放課後児童クラブ申込の際に提出する就労証明書のコピーでも可

※前年度からの利用者の方も<添付書類>に変更がある場合には、改めて提出をお願いします。

(各年度において2回目以降の申請)

ベビーシッターサービスをご利用の3日前までに、ベビーシッター育児支援事業 割引券（2回目以降）申込書を男女共同参画推進室宛にメール

添付にてご提出ください。なお、利用日が土日祝日の場合、備考欄に用務内容をご記入ください。

<注意事項>

※各年度において申請の際に提出した添付書類に変更がある場合には、改めて提出をお願いします。

※申込書又は添付書類に不備等がある場合には、割引券の配布ができませんので、可能な限り時間的余裕をもって申込みをお願いします。（緊急の場合には御相談ください。）

※令和4年度から未使用割引券の全国保育サービス協会への返却手続きはできなくなりました。必要な枚数での申請にご協力下さい。

※ご利用にあたって、運用の都合上、枚数に限りが発生するため、申込み状況によっては申込みを締め切らせていただく場合がございますのでご了承ください。

3. 割引券の配布

男女共同参画推進室で提出いただいた書類の必要事項を確認の上、電子割引券 URL をメールでお送りします。その際、確認のため必ず受領された旨をメールでお知らせください。

4. ベビーシッターサービスの利用

割引券利用方法は以下いずれかになります。

㊦利用者側でベビーシッターが提示する QR コードを読み取り認証

㊩利用者側で SP サービス店舗識別コード入力

ベビーシッターサービスの利用終了時に、スマートフォンで電子割引券 URL から割引券画面を表示し、利用登録を行ってください。

5. 男女共同参画推進室への報告

ベビーシッターサービス利用日の翌月初めまでにひと月分の利用枚数をメールでお知らせください。併せて、申請時から未使用割引券が発生した場合、枚数と理由をお知らせください。

男女共同参画推進室

メールアドレス：sitter@danjyo.kyushu-u.ac.jp

以上